

北小岩一丁目東部土地区画整理事業の対策工事におけるコンクリート殻処理に関する陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 129 号

受理年月日 平成30年11月30日

付託年月日 平成30年12月12日

陳情者
.

陳情原文 北小岩一丁目東部地区では高規格堤防工事の後、江戸川区による上面整備工事終了後、住民への引き渡し直前に地盤の強度不足があることがわかり、地盤調査、対策工事、補償等が行われました。その強度不足への対策工事の最中に、堤防盛土より下部の既存地盤の中にコンクリート殻が見つかり、対策工事が中断するということがあったと聞きました。コンクリート殻を除去する追加工事が行われたとのことです。コンクリート殻を除去するために盛土を掘削した面積は地耐力不足対策工事範囲の約1/3、約2,000㎡、14箇所、約150㎡に及んだものようです。このようなことがあったということは、権利者に対しまちづくり懇談会でも説明されていませんし、まちづくりニュース等にも記載がありません。住民等に説明がなされてしかるべきです。

地耐力不足対策工事の行われた区画に関しては、コンクリート殻の除去がなされ、その後、対策工事も行われ、地耐力の目標値は30kN/㎡と下限ぎりぎりの値ではあるものの、調査地点では達成がなされたようです。しかし、地耐力不足対策工事の対象から外れた区画に関しては、コンクリート殻の除去対策は全くなされていません。新規の高規格堤防工事であるにも関わらず、地区の中の画地に多くの不均衡を生じさせてしまった事業であるということになります。そして、それを隠している事業であるということになります。

そもそも、コンクリート殻は国が盛土工事を開始する前に、江戸川区が行った整地工事のなかで、SWS(スウェーデン式サウンディング試験)による完成検査がなされる深さまでの埋設物除去がなされてしかるべきではなかったのかと思います。マンホールは地表から1.5mのみを除去するとか、地中埋設物除去は浄化槽を除去するとかが整地工事の施工方法等に謳われています。しかし、もし盛土厚さが5.5m未満の箇所であれば、SWSによる完成検査のときに、除去されなかったコンクリート殻にぶちあたるということが起きうるのですから、整地工事がきちんとなされていなかったとか、もしくは地中埋設物除去の施工設計が全く不適切であったとしか思えません。一方では、旧日建ビルの基礎杭は8mの長さ全部を引き抜くという不均衡さです。

(裏面に続く)

こう考えてくると、やはり高規格堤防事業は、土地区画整理事業と一体で行うことに無理があるのではないのでしょうか。今回のコンクリート殻除去の不公平、盛土のなかにある固い層や自沈層、地耐力対策工事が行われなかった画地の既存地盤に残る軟弱層などの不具合を残した盛土をつくってしまったことになります。盛土をするのだから、既存地盤に埋設物が残っていても問題ないともいうのでしょうか。このような不具合が続出するような事業はやってはならない事業ではないでしょうか。

つきましては、下記のとおり陳情します。

記

- 1 北小岩一丁目東部地区で起きたコンクリート殻除去の経緯を住民等に、説明会等を以て説明すること。
- 2 埋設物除去に関して、整地工事がどのように行われたかを明らかにし、住民等に説明すること。
- 3 高規格堤防と一体の土地区画整理事業をただちに停止し、今後行わないこと。